

## 香川県私立中学校修学支援実証事業費補助金交付要綱

平成 29 年 6 月 21 日制定

平成 30 年 7 月 5 日改正

平成 30 年 7 月 10 日改正

令和元年 6 月 21 日改正

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、私立中学校修学支援実証事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、私立中学校等修学支援実証事業費補助金交付要綱（平成 29 年 4 月 1 日文部科学大臣決定）及び私立中学校等修学支援実証事業費補助金の取扱いについて（平成 29 年 4 月 1 日 28 文科初第 1761 号）並びに香川県補助金等交付規則（平成 15 年香川県規則第 28 号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第 2 条 この補助金は、私立の中学校に通う生徒への授業料負担を軽減するための支援を行うことにより、生徒の私立の中学校における教育にかかる経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

### (定義)

第 3 条 この要綱において、「保護者等」とは次の各号に該当する全ての者をいう。

- (1) 学校教育法第 16 条に規定する保護者（ただし、法人である未成年後見人、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 2 第 1 項、第 33 条の 8 第 2 項若しくは第 47 条第 2 項の規定により親権を行う児童相談所長、同法第 47 条第 1 項の規定により親権を行う児童福祉施設の長、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 857 条の 2 第 2 項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人又は生徒がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者を除く。）（生徒に保護者がいない場合であって、当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持しているときは、当該他の者）
- (2) 生徒と同居する祖父母がいる場合にあつては、当該祖父母
- (3) 前 2 号の者と同等程度又は同等程度以上に生徒の授業料を負担する者がいる場合にあつては、当該負担者

### (支給の対象等)

第 4 条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、生徒の保護者等であつて、次に掲げる要件を全て満たす者に支給する。

- (1) 香川県内の私立中学校に、補助金の支給を受けようとする年度の 7 月 1 日時

点で在学している生徒の保護者等であること。

- (2) 補助金の支給を受けようとする年度の所得金額（源泉分離課税の対象となる所得も含む。）の合計（損失が計上されている所得がある場合、当該所得は0円として計算する。また、雑損失以外の繰越控除の適用がある場合、当該繰越控除の適用がなかったこととして計算する。）から人的控除等の所得控除額合計を減じた額（以下「判定額」という。）（保護者等が二人以上いるときは、その全員の判定額を合算した額。以下同じ。）が140万円未満であること。ただし、寡婦控除の適用がある場合は判定額が143万円未満、寡夫控除の適用がある場合は判定額が147万円未満とする。また、所得課税証明書に含まれない日本国外での収入がある場合は、当該収入についても、判定に当たって勘案することとする。
- (3) 贈与税が非課税とされる祖父母等からの教育資金の一括贈与を受けていない生徒の保護者等であること。
- (4) 資産保有額の合計が600万円以下であること。
- (5) 申請書に付随する誓約書を提出すること。
- (6) この補助金に付随する実態把握のためのアンケート調査及びヒアリング調査に協力すること。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、年額10万円を限度とし、当該私立中学校の授業料の額の範囲内で支給する。

2 私立中学校の設置者（以下「学校設置者」という。）は、補助対象者に代わって補助金を受領し、生徒の授業料等に係る債権の弁済に充てるものとする。

（支給の決定）

第6条 学校設置者は、補助金を申請しようとする者（以下「補助申請者」という。）に補助金申請書（様式1）、所得課税証明書等、資産の状況が確認できるもの、申請書に付随する誓約書及び補助金に付随する調査票を提出させ、申請者一覧（様式2）とともに、知事が指定する期日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は提出があった補助金申請書等を審査の上、補助申請者に対する補助金の支給又は不支給及び支給する補助金の額を決定し、支給決定通知書（様式3、様式3-2）により学校設置者に通知するものとする。

3 学校設置者は、前項の通知を受けたときは、速やかに受給権者に対して支給決定通知書（様式4）又は不支給決定通知書（様式5）を作成し、補助申請者に通知するものとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする学校設置者は、交付申請書（様式6）に事

業計画書（様式6－2）を添えて、知事が指定する期日までに知事に提出しなければならない。

（交付の決定）

第8条 知事は、学校設置者から前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付の決定を行い、交付決定通知書（様式7、様式7－2）により学校設置者に通知するものとする。

（変更交付の申請）

第9条 学校設置者は、前条の規定による交付決定を受けた補助金の額の変更が必要となった場合には、あらかじめ変更交付申請書（様式8）に事業変更計画書（様式8－2）を添えて、知事が指定する期日までに知事に提出しなければならない。

（交付の変更決定）

第10条 知事は、学校設置者から前条の規定による変更交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付の変更決定を行い、変更交付決定通知書（様式9、様式9－2）により学校設置者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 学校設置者が、補助金の交付を受けようとするときは、支払請求書（様式10）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の支払請求書を受理した場合、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、学校設置者に補助金を交付するものとする。ただし、知事は必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

（状況報告）

第12条 学校設置者は、知事の要求があったときは、補助金について状況を速やかに報告しなければならない。

（実績報告等）

第13条 学校設置者は、交付の決定を受けた補助金に係る実績報告書（様式11）に実績額一覧（様式11－2）を添えて、知事が指定する期日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 知事は、学校設置者から前条の規定による報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付決定額（第10条の規定による交付の変更決定をした場合は、その変更決定された額）及

び交付に付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式12、様式12-2）により学校設置者に通知する。

- 2 知事は、学校設置者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（支給決定の取消し等）

第15条 知事は、補助対象者又は学校設置者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の支給決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 法令、本要綱、補助金の支給の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金に関して、不正、怠慢、虚偽その他不適當な行為を行った場合

- 2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第16条 知事は、前条第1項により、補助金の支給の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されている場合には、期限を付してその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金の経理）

第17条 学校設置者は、補助金について適用される会計基準の定めるところに従って、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を明確にし、関係証拠書類とともに、完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成30年7月5日 一部改正）

この要綱は、平成30年7月5日から施行し、平成30年7月1日から適用する。

附 則（平成30年7月10日 一部改正）

この要綱は、平成30年7月10日から施行し、平成30年7月1日から適用する。

附 則（令和元年6月21日 一部改正）  
この要綱は、令和元年6月21日から施行する。